

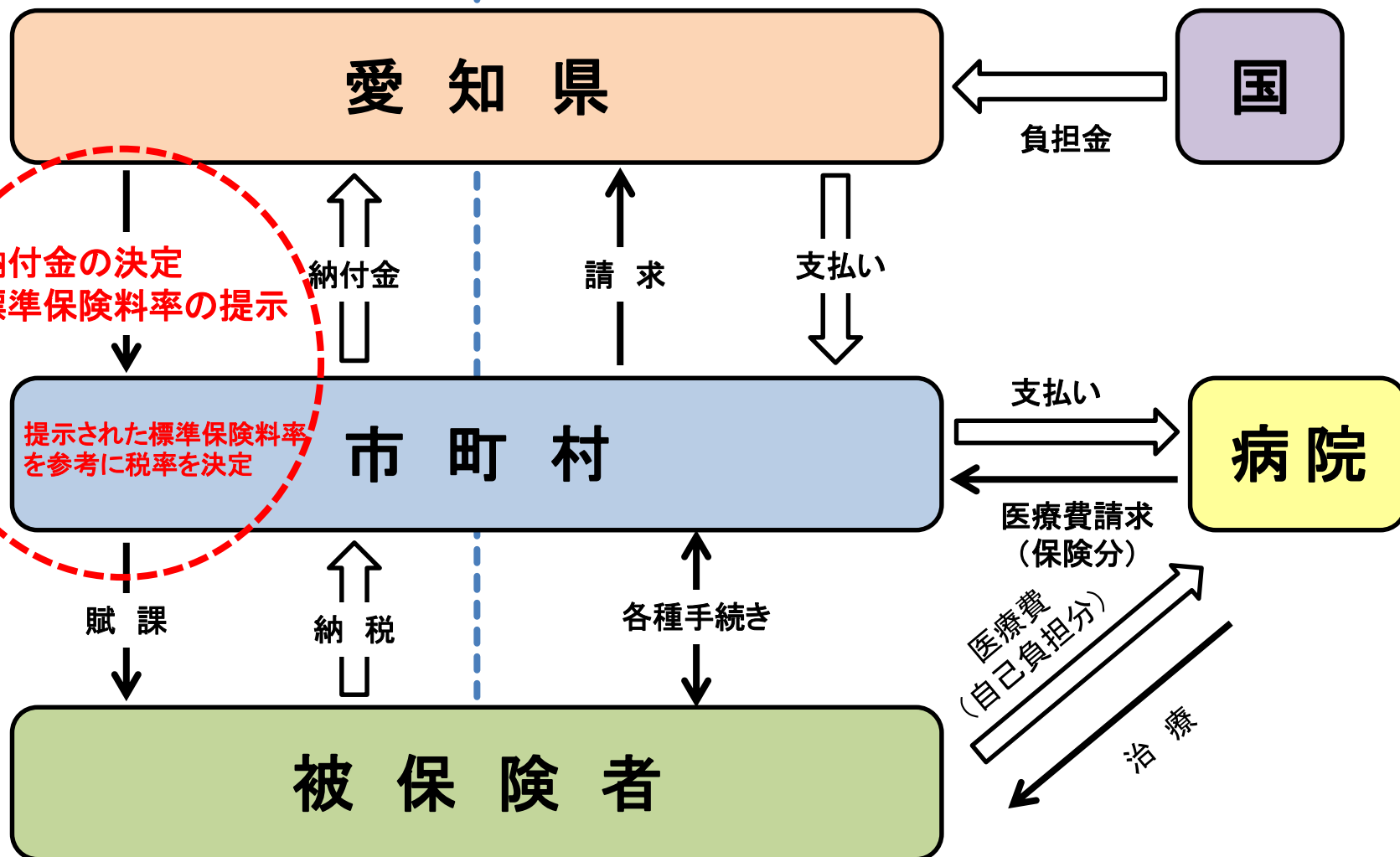
令和4年度 国民健康保険税の税率について

【R4.2.3 安城市国民健康保険運営協議会】

【県単位化後の国民健康保険制度】

【国保税】

【保険給付】



加入の手続き、保険証の発行、各種保健事業などは、今までどおり各市町村で実施

【算定における主な留意事項】

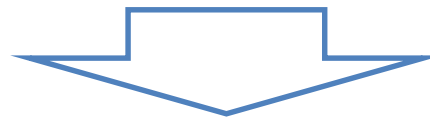
1 保険給付費の推計について

国の示した推計方法に必要な補正を行うことにより算出
過去2年間(実績値)の伸び率で推計、診療報酬改定率を加味

2 決算剰余金(愛知県)について

決算剰余金約84億円を活用して減額

年度	保険給付費の総額	被保険者数	1人当たり保険給付費
R3	413,210,803千円	1,414,547人	292,115円
R4	418,066,968千円	1,355,083人	308,518円
比較	+4,856,165千円 (+1.18%)	▲59,464人 (▲4.20%)	+16,403円 (+5.62%)



決算剰余金、公費等を加減算

項目	R3(現行)	R4(本算定)	比較
納付金額(激変緩和前)	192,702百万円	196,274百万円	+3,572百万円
納付金額(激変緩和後)	192,670百万円	<u>196,238百万円</u>	<u>+3,568百万円</u>

【県が示した納付金(令和4年度本算定)】

(一般被保険者での算定・比較)

年度	納付金(一般分)	被保険者数	1人当たり納付金
R3	4,542,844千円	33,286人	136,479円
R4	4,556,838千円	31,394人	145,150円
比較	+13,994千円 (+0.31%)	▲1,892人 (▲5.68%)	+8,671円 (+6.35%)

【県が示した標準保険料率(令和4年度本算定)】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	4.88%	2.35%	2.38%	9.61%
均等割	20,849円	9,774円	12,193円	42,816円
平等割	13,712円	6,428円	6,085円	26,225円

【税率の考え方】

- ・原則、県が示す**標準保険料率**を採用
- ・均等割と平等割は100円未満を切捨て **100円単位**

【令和4年度本算定 国民健康保険税(案)】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	4.88% (+0.18%)	2.35% (▲0.11%)	2.38% (+0.04%)	9.61% (+0.11%)
均等割	20,800円 (+1,570円)	9,700円 (▲140円)	12,100円 (+260円)	42,600円 (+1,690円)
平等割	13,700円 (+320円)	6,400円 (▲450円)	6,000円 (▲50円)	26,100円 (▲180円)

※ ()内は令和3年度(現行税率)との比較

【令和3年度 現行税率】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	4.70%	2.46%	2.34%	9.50%
均等割	19,230円	9,840円	11,840円	40,910円
平等割	13,380円	6,850円	6,050円	26,280円

【令和4年度本算定における1人当たり平均課税額の比較(年額) 試算】

項目	R3税率(現行)	R4税率(案)
1人当たり課税額	102,152円	103,985円
現行との比較	±0%	+1.79% (+1,833円)

【本算定の結果について】

令和3年度の本算定結果の比較では、保険給付費の増加等から1人当たり納付金が大幅に増加することになったが、県決算剰余金の活用等により被保険者負担を抑制する結果となった。

【納付金・標準保険料率算定スケジュール】

